

部分林組合の現状と今後について

中新田営林署 ○森林官 小 出 一 雄
 森林官 佐 藤 宏 平
 森林官 高 橋 寿 顕

1 はじめに

中新田営林署管内の国有林は、宮城北部森林計画区に属し、中新田町、宮崎町、小野田町、色麻町、大和町に分布し、このうち部分林は、宮崎町、小野田町、及び大和町に設定されている、昭和50年代前半頃までは地域住民の林業に対する依存度はかなり高く、国有林野事業の実行には部分林組合員の協力は大きなものがあった。

しかし、国有林野事業の事業量が減少するに従い林業労働者の減少と、組合員の高齢化により部分林組合は存続しているものの、部分林の管理運営は低迷しているのが現状である。

また、現在の木材価格の低迷等で間伐にも応じ難く、部分林組合の林業に対する意欲の低下が見られることから、部分林組合の活性化を図り、流域毎に活動が始まっている「流域管理システム」の推進の一貫として現状と今後について検討してみました。

2 部分林設定状況と部分林組合員の年代構成

(1) 部分林の設定状況 (表-1～表-4)

ア 宮崎町契約部分林

宮崎町と契約している部分林は、表-1のとおり、切込部分林組合外11組合が受託しており、面積は約23ヘクタールで組合員数は215人となっている。

表-1

(宮崎町) 町別部分林設定状況 平成8年12月31日現在

部分林の種類	所在地	面積 (ha)	設定 (年)	期間 (年)	期間満了 (年)	残期間 (年)	契約相手方	契約者から委託者	組合員 (人)	森 林 事務所
地元施設推進	宮 崎 町	2 8 7 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	宮崎町長	切込部分林組合	1 0	宮 崎
	〃	1 3 8 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	東町部分林組合	2 0	〃
	〃	0 6 9 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	中町部分林組合	1 1	〃
	〃	1 5 7 3 8	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	西原部分林組合	2 7	〃
	〃	1 1 8 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	柳沢部分林組合	2 1	〃
	〃	8 3 9 6 8	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	門沢部分林組合	1 8	〃
	〃	1 4 5 4 7	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	上小 部分林組合	2 2	〃
	〃	0 7 4 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	百比 部分林組合	1 3	〃
	〃	0 6 2 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	小泉部分林組合	1 1	〃
	〃	0 9 5 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	北志田部分林組合	1 0	〃
	〃	0 9 5 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	上町部分林組合	1 0	〃
	〃	2 4 0 0 0	昭 和 3 6	4 5	平 成 1 7	9	〃	静永部分林組合	4 2	〃
計	2 3	2 0 5 3					12件	12組合	215	〃

イ 小野田町契約部分林

小野田町と契約している部分林は、表-2のとおり門沢部分林組合と漆沢部分林組合の2組合が受託しており、面積は約46ヘクタールで組合員数64人となっている。

表-2

(小野田町) 町内各部分林設定状況 平成8年12月31日現在

部分林の種類	所在地	面積 (ha)	設定 (年)	期間満了 (年)	期間 (年)	残期間 (年)	契約相手方	契約者から委託者	組合員 (人)	森林事務所
地元施設推進	小野田町	20.4671	昭和31	50	平成17	9	小野田町長	門沢部分林組合	30	小野田
	宮崎町	5.8061	昭和32	45	平成13	5	"	漆沢部分林組合	17	"
	小野田町	19.7300	昭和33	55	平成24	16	"	漆沢部分林組合	17	"
	計	46.0032					3件	2組合	64	"

ウ 大和町契約部分林と地域単独契約部分林

大和町と契約している部分林、及び、地域単独契約部分林は表-3のとおり、大和町から受託している部分林組合は、山田部分林組合外6組合であり、面積は約108ヘクタール、組合員数205人となっている。また、地域単独契約部分林は、山田部分林組合と八志田部分林組合の2組合があり、面積は約31ヘクタール（組合員数は前記組合員数と重複するので省略）となっている。

表-3

(大和町) 町内各部分林設定状況 平成8年12月31日現在

部分林の種類	所在地	面積 (ha)	設定 (年)	期間満了 (年)	期間 (年)	残期間 (年)	契約相手方	契約者から委託者	組合員 (人)	森林事務所
林業構造改善事業	大和町	4.0707	昭和45	47	平成26	18	山田部分林組合	—	36	吉田
	"	23.8841	昭和45	47	平成28	20	八志田部分林組合	—	42	"
一地区	大和町	2.7722	昭和40	41	平成17	9	山田部分林組合	—	—	"
地元施設推進	大和町	12.4251	昭和30	50	平成16	8	大和町長	鏡波部分林組合	16	"
	"	4.7042	昭和30	50	平成16	8	"	鏡波部分林組合	14	"
	"	8.7613	昭和30	50	平成16	8	"	八志田部分林組合	—	"
	"	7.2750	昭和30	50	平成16	8	"	清水部分林組合	12	"
	"	4.3601	昭和30	50	平成16	8	"	麓部分林組合	42	"
	"	5.6314	昭和30	50	平成16	8	"	麓部分林組合	—	"
	"	23.7824	昭和30	55	平成21	13	"	鏡波部分林組合	43	"
	"	5.7599	昭和30	55	平成21	13	"	山田部分林組合	—	"
	"	10.3660	昭和32	55	平成23	15	"	山田部分林組合	—	"
	"	9.5985	昭和35	50	平成16	8	"	鏡波部分林組合	—	"
	"	8.2300	昭和36	45	平成17	9	"	鏡波部分林組合	—	"
	"	1.9500	昭和38	41	平成15	7	"	山田部分林組合	—	"
	"	1.9600	昭和39	41	平成16	8	"	山田部分林組合	—	"
	計	135.5309						16件	7組合	205

エ 3町の部分林の集計

宮崎町、小野田町、大和町の3町の集計では表-4のとおり、面積は約205ヘクタールで、部分林組合は21組合、組合員数は484人となっている。

表-4 集 計 表

市町村	設定面積 (ha)	設定件数	部分林組合数 (部数)	組合員数
宮崎町	23 2053	12 件	12 組合	215 人
小野田町	46 0032	3 件	2 組合	64 人
大和町	135 5309	16 件	7 組合	205 人
計	204 7394	31 件	21 組合	484 人

(2) 部分林組合員の年代構成

3 町に設定されている部分林組合の 21 組合，組合員数 484 人の年代構成は下表一5 となっており，60 才代以上が占める割合が高く 71% も占めている状況にあり後継者の育成が進んでいないのが現状である。

表-5 年代構成表 (単位: 人)

		宮崎町	小野田町	大和町	計	比率
内訳	50才未満	21	2	28	51	11%
	50才代	41	8	38	87	18%
	60才代	102	34	97	233	48%
	70才以上	51	20	42	113	23%
計		215	64	205	484	100%

3 アンケート調査による部分林組合の意識の把握

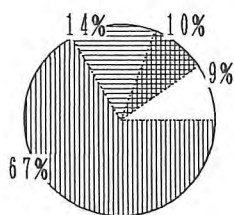
各組合長にアンケート用紙を配りアンケートを取り，取りまとめたのが以下のとおりである。

(1) アンケート調査方法

- ア アンケート調査対象者 : 21 部分林組合長
- イ 実施年月 : 平成8年10月中旬
- ウ 回収率 : 100%

(2) アンケート調査と結果

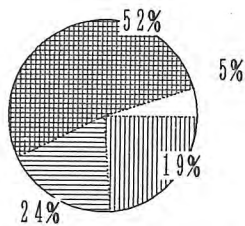
問: 1 現在の林業についてどの様に思っておりますか。 (回答 21)



☆ 高齢化と後継者がいない状況に加え，木材価格の低迷と，木材価格の先行きが不透明であることで，魅力がないが 67% もの回答があった。

|||| 木材価格が安く魅力がない |||| 後継者がいない |||| 先が見えない □ その他

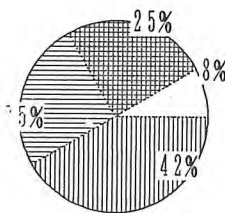
問：2 部分林の管理運営は上手く運営されていますか。 (回答21)



☆ 上手く運営されていないが、52%と多かった。

|||| 上手い | ||||| まずまずと思う | |||| 上手くない | □ その他

問：3 問2で上手く運営されていないと回答した組合の理由 (回答12)

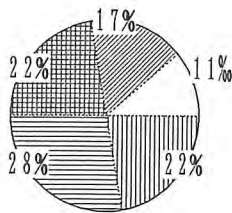


☆ ここでも後継者がいなく、高齢化で作業等に人が集まらない。

☆ 民有林の様に組合の好きな時に、好きな様に間伐をして、好きな様に売ることが出来ない不満がある。

|||| 後継者がいない | |||| 関心が薄れている | |||| 山が自由にならない | □ その他

問：4 部分林の管理運営で何か考えていることがありますか。 (回答18)



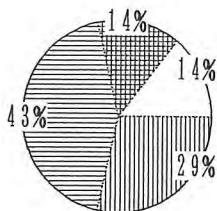
☆ 良質材を育てる、搬出路の作設は積極的考えであるが、早期主伐をしたいは、部分林設定後携わった組合員が高齢化し、後継者不足のため望んでいる。

また、契約期間延長は、現在の木材市況から見て期間延長をして、今後の様子を見る考えである。

|||| 良質材を育てる | |||| 早期主伐をしたい | |||| 契約期間の延長 | |||| 搬出路の作設 | □ その他

問：5 部分林の間伐を積極的に実行したいと思いますか。 (回答18)

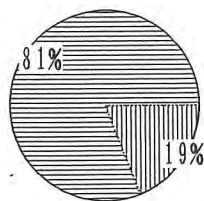
間伐対象組合 (回答18)



☆ 木材価格の低迷、及び間伐での収入が一戸当たり千円程度であったりすることから、間伐をしたくないの消極的な回答が43%あったが、これは、問：2 部分林の管理運営は上手く運営されていないと回答した組合であった。

|||| 良質材を育てるため実行したい | |||| 木材価格が安いいため実行したくない | |||| 部分林組合と協議の上実行して頂きたい | □ その他

問：6 「流域管理システム」という言葉を聞いたことがありますか。（回答21）



||||| 聞いたことがある ||||| 聞いたことがない

☆ 聞いたことがないの回答が81%と多かった。
これは、川上に対するPRが不足しているため
である。

4 調査結果と今後の方向づけ

アンケート調査結果では、組合員の高齢化が進み後継者がいない現状に加えて、木材価格の低迷等で、部分林の管理運営に対する意欲が低下している現状にあることから、今後次の事項を図る必要がある。

- (1) 関係町及び部分林組合連携を綿密にして、後継者の育成等部分林組合が抱えている諸問題の解消を図る必要がある。
- (2) 間伐要領等機会をとらえて指導をし、間伐の重要性を理解させて、間伐に積極性を持たせる必要がある。
- (3) 現在の林業の状況、及び、木材市況の動向等の情報交換が必要である。
- (4) 「流域管理システム」が今後重要であることのPRが必要である。

5 営林署の具体的取組

- (1) 県振興事務所、及び関係森林組合と連携をとり除伐、保育間伐対象部分林に対する補助金制度の活用を指導する。
- (2) 部分林の間伐実行後の見本林を1町に1ヵ所設定して、間伐の重要性を知ってもらう場とし、山に足を向ける機会を作る。
- (3) 部分林の管理運営に対する営林署長、または、町長の表彰を取り入れる。
- (4) 関係町、及び「流域林業活性化センター」と連携をとりながら町の広報紙を活用して、「流域管理システム」等林業関係の情報を提供する。

6 おわりに

今回のアンケート調査から見ると部分林組合の現状は、各組合とも諸問題を抱えておりますが、この諸問題の解消に営林署も関係機関、及び部分林組合と連携を密にして、積極的な具体的取組みが必要があります。

また、当署は宮城県に設立された「流域林業活性化センター」の南部、及び北部の両方に系統付けされていることから、部分林組合の活性化を図り「流域管理システム」の推進に努めて参りたいと思います。